

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第5章 労働時間及び休暇等 (新設)</p> <p>(年次有給休暇以外の有給休暇)</p> <p>第32条 学長は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第5章 労働時間及び休暇等</p> <p><u>(小金井動物救急医療センターに勤務する非常勤職員の労働時間等)</u></p> <p><u>第30条の6 農学部附属動物病院機構小金井動物救急医療センターに勤務する非常勤職員の始業時刻、終業時刻、休憩時間及び休日は、第28条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、別表第1の2を基準とする交代制勤務によって個人ごとに定める。</u></p> <p>(年次有給休暇以外の有給休暇)</p> <p>第32条 学長は、非常勤職員が次の各号の一に該当する場合、年次有給休暇以外の有給休暇を、当該各号に定める期間付与するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 祝日勤務休暇 農学部附属動物病院機構小金井動物救急医療センターに勤務する非常勤職員が、第30条第1項(第1号及び第2号を除く。)に定める休日に勤務したとき 勤務した期間</u></p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>①農学部附属動物病院機構小金井動物救急医療センターの診療時間に合わせて、非常勤職員の勤務時間をシフト制にするための改正</p> <p>②祝日を勤務日とするため、同じ日数を有給休暇とすることで1年間の休日数を通常の非常勤職員と同数とするための改正</p> <p>③新たな研修医を追加するための改正</p> <p>④別表の名称を定める改正</p>

別表

番号	職名
1～23	(略)
24	総合獣医研修医

(新設)

別表第2

別表第1(第4条関係)

職名

番号	職名
1～23	(略)
24	総合獣医研修医
<u>25</u>	<u>救急診療獣医研修医</u>
<u>26</u>	<u>放射線治療獣医研修医</u>

別表第1の2(第30条の6関係)

小金井動物救急医療センターに勤務する非常勤職員の労働時間等

	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休日
<u>7時シフト</u>	<u>午前7時00分</u>	<u>午後4時00分</u>	<u>午前11時00分から午後0時15分まで</u>	<u>交代制勤務により毎週2日</u>
<u>11時シフト</u>	<u>午前11時00分</u>	<u>午後8時00分</u>	<u>午後3時00分から午後4時15分まで</u>	
<u>13時シフト</u>	<u>午後1時00分</u>	<u>午後10時00分</u>	<u>午後5時00分から午後6時15分まで</u>	
<u>夜間シフト</u>	<u>午後9時30分</u>	<u>午前7時30分</u>	<u>午前1時00分から午前3時15分まで</u>	

別表第2(第31条第1項関係)

年次有給休暇の日数

対 象 職 員	採用の日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
	6月	1年 6月	2年 6月	3年 6月	4年 6月	5年 6月	6年6 月以上
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

対 象 職 員	採用の日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
	6月	1年 6月	2年 6月	3年 6月	4年 6月	5年 6月	6年6 月以上
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則 (令和4年10月1日規則第10号)
この規程は、令和4年10月1日から施行する。